

2010年1月12日

明石市長
北口寛人様

自治基本条例の慎重な検討と審議を求める市民の会
取扱い団体 住民自治研究会あかし
代表 山田利行
賛同者 別紙記載のとおり
連絡先 明石市太寺4丁目9-17

自治基本条例案の慎重な取り扱いを求める意見書

市民主体のまちづくりに平素ご尽力いただいていることに感謝します。

自治基本条例について2007年7月の検討委員会発足以降、その策定過程に重大な関心を寄せてきた市民として、このたび発表された「自治基本条例素案」はその内容が検討委員会の提言から著しく逸脱し、自治基本条例の趣旨に反する内容が多々見られるとともに、こうした条例の策定を性急に進めることは今後の明石市の自治体運営に大きな支障をもたらすことを懸念します。

したがって、条例案の内容について市民や検討委員会の意見を十二分に反映する過程を経るとともに、提言に添った条例案に改められるよう、意見および素案の内容についての問題点を以下に記載し、賛同者の署名を添えて要請します。

1. 今後の条例策定プロセスにおいて、以下の手順を履行すること

自治基本条例は主権者である市民が制定するところに意味があり、市民が条例の内容について熟知することが何よりも重要である。検討委員会の検討段階において、中学校区および小学校区と2回にわたって説明会や交換会を開催してきたのに、条例化する段階において条例案を市民に説明、周知し、直接意見を聴取する機会を設けないのは、条例にうたう市民参画と計画段階における情報共有、市民意見を反映する趣旨に反する。

- ①市民に対して条例案を説明し、市民の意見を直接聴取する機会をつくること
- ②市内各地域（例えばコミセン単位）で住民に周知し、直接意見を聴取する機会をつくること
- ③こうした住民の意見を踏まえて条例案を再検討すること
- ④3月議会での議決にこだわらず、議会での審議期間を十分に取り、市民、議会、行政が十二分に検討・協議を重ねたうえで制定すること

2. 条例素案の主な問題点

①条例全般について

検討委員会の提言が具体的要件を提示しているにもかかわらず、それを尊重した条例案になっていない。簡素化しすぎて、自治基本条例として具備しなければならない規範性を喪失してしまっている。

②自治基本条例の位置づけ

自治基本条例は“自治体の憲法”として、他の条例の上位に位置づけられる最高規範性を有

するものである。検討過程における地域での説明や意見交換会で市もそのように説明してきたにもかかわらず、素案では最高規範性を否定しており、自治基本条例を制定する意味合いが薄れてしまっている。

③市民の権利と市長の責務

市民の「責務」を強調する一方、市長の「責務」が弱く、「努力義務」にとどめている記述が多い。自治基本条例は、地方自治の本旨にもとづく住民自治を遂行するために、自治体の憲法として、市民から責務を負託された市長および議会の責任を明らかにし、行動をしるることに意味があることが理解されていない。「市民の権利」と「市長等の責務」の関係を明確にするように改めるべきである。

④市民参画と協働の仕組み

市民参画と協働の仕組みは、「言葉の定義」や、単なる「参画の手法」の問題に矮小化するのではなく、市民の権利と市長の責務にもとづく市政運営の具体的な原理として位置づけるべきである。そのうえで、市長等が「市政への市民参画の機会を保障する」ことを明確にうたうとともに、市民参画とは「市の政策等について、その企画・構想段階から立案、実施、評価、見直しに至る市長等の意思決定過程において、市民と市長等がコミュニケーションを図りながら、一緒につくりあげ、実施していく」（提言Ⅴの1）ことであることを明記しなければならない。

その仕組みを具体的に、「協働のまちづくり」や「情報の共有」「住民投票」「総合計画」「財政」「政策評価」等に盛り込むことを明確にすることが必要である。

⑤協働のまちづくり

小学校区の単位を目安とした協働のまちづくりは、住民自治と地域内分権を進めるうえで重要な仕組みである。従来の自治会活動やコミュニティ活動とは異なるという位置づけを明確にしておく必要がある。「協働のまちづくり」の基本単位が「地域コミュニティ」を単位として形成され、その組織と市の関係を明確にしておくことが肝要である。

市民の政策提案に対して、市長は協議し、真摯に対応しなければならないことを明記し、活動拠点の提供と「協働のまちづくり推進組織」への権限の委譲や財政的な支援を行うことも明確にする必要がある。

また、小学校区単位にとどまらず、ブロック別や全市的な協働のまちづくりの仕組みを重層的に担保しなければならない。

⑥情報の共有

市長等と市民の間での情報の共有は、市長の努力義務にとどめてはならない。情報の共有を進めるうえで重要なのは、意思形成過程における情報の共有であることを明確にしておかねばならない。

⑦住民投票

請求要件を議論することなしに定めてしまうのはよくない。現時点では「常設の住民投票条例を制定することと、その結果の尊重」などを定めておくにとどめるべきである。有権者総数の1/3の署名要件は、市長の解職請求や議会の解散請求と同じ要件であり、政策選択を問う住民投票の意味をなくし、実質的に制度を形骸化することになる。

⑧総合計画

総合計画と自治基本条例の関係を規定し、市政を総合的、計画的に運営していくうえで基本になるもので、自治基本条例の理念や原則に則して、自治基本条例の定める仕組みにしたがっ

て作られねばならない。提言に示されているように、総合計画のありようについて大枠で縛りを入れておくことが重要であり、総合計画の具体的な中身や、策定の進め方について、情報共有と市民参加がモデル的に進められねばならない。

⑨政策評価

P D C A サイクルを総合計画や財政、評価の各項目において評価すべき具体的な内容に盛り込み、総合計画に準拠した評価や、財政運営、組織編成、行政改革に連動、反映させるべきであり、評価に関する条例の制定を義務づけるべきである。

⑩組織

住民自治、地域内分権、協働のまちづくりを進めるために、市役所組織をより住民に身近なレベルに権限委譲することが必要である。市民センターやコミセンへの権限委譲を意識した方向性を打ち出し、現状を変える姿勢を盛り込まねばならない。

⑪危機管理

自治体にとっては「市民の安全と安心の確保」は極めて重要な任務である。「推進」にとどまるのは、責務を緩和することに等しい。

⑫条例の検証と見直し

基本条例は不断の進化を図る必要があり、施行後のフォローアップシステムを明記しておかねばならない。検証と見直しは市長等に委ねるのではなく、市民、議会、市長等の三者による検証委員会のような組織の設置を規定しておくことが重要である。

以上